

ファミ・サポは子育て中の家庭を応援しています

問津山ファミリー・サポート・センター（津山男女共同参画センター「さん・さん」内：
アルネ・津山5階）☎31-8753

津山ファミリー・サポート・センター（通称：ファミ・サポ）は、子育てを手伝ってほしい依頼会員と手伝うことができる提供会員が登録して助け合う、有償ボランティア組織です。鏡野町、久米南町、美咲町の人も利用できます。支え合うことで安心して子育てができる地域を目指し、会員を募集しています。

？どんなことを手伝わってもらえるの？

- 子どもの預かり（保護者の病気や冠婚葬祭などの急用時、保育施設の開始前や終了後、学校の放課後など）
- 保育施設などへの送迎

？利用方法は？

- ①ファミ・サポに会員登録する
- ②依頼会員と提供会員の顔合わせをする
- ③依頼があったとき都合が合えば、援助する
- ④終了後、依頼会員が提供会員に費用を支払う

？費用はどのくらいかかるの？

- 基本時間（平日午前7時～午後7時）＝1時間当たり500円
- 基本時間以外＝1時間当たり700円
- ※軽度の病児は1時間当たり700円
- ※食費・交通費などの実費要
- ※活動中の事故に備え、ファミ・サポで補償保険に加入しています

提供会員の声



●関わった子どもの成長を見ることが出来ます。今では家族ぐるみで交流もしています。子どもたちが可愛いので、毎回のサポートが楽しみです。

●一緒に遊んでいると時間が経つのを忘れてしまいます。子どもの笑顔は元気の源です。

依頼会員の声



●仕事で帰りが遅くなるときも子どもを預かってもらえるので、安心して仕事ができます。

●近くに親戚がいないので、引っ越してきた頃は不安だらけでした。お世話になっている提供会員の皆さんは、強力なサポーターです。

ご利用ください

子育て世代包括支援センター

問健康増進課（津山すこやか・こどもセンター内）☎32-2069

妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく支援するため、津山すこやか・こどもセンター内に母子保健コーディネーターを配置し、妊娠や出産、子育てに関するさまざまな不安や悩みなどの相談を受けています。

必要に応じて、地区担当保健師や関係機関と協力し、一人ひとりの要望に合わせて支援します。

お気軽にご相談ください。

離乳食はどんなものを作ればいいの？

産後の家事を助けて欲しい

子育ての話ができる仲間が欲しい



お兄ちゃんが赤ちゃん返りして困っています

納付は口座振替で

国民年金保険料

問市民窓口課（市役所1階7番窓口）☎32-2072

国民年金保険料の納付は、口座振替が便利です。

前納や早割制度で支払うと、保険料の割引きを受けることができます。クレジットカードで前納も可能です。

申込方法 市民窓口課、各支所・出張所、津山年金事務所（田町）に備え付けの書類に必要事項を記入し、提出する

※口座振替やクレジットカードによる前納（2年分・1年分・6カ月分：4月末引き落とし）の締め切りは2月26日(金)

ご利用ください不妊治療・不育治療支援

問健康増進課（津山すこやか・こどもセンター内）☎32-2069

不妊治療や不育治療を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成しています。対象者や内容など、詳しくは市ホームページをご覧ください。健康増進課にお問い合わせください。

不妊治療

一般不妊治療

対象となる治療 タイミング法や人工授精など（体外受精や顕微授精を目的とした薬物療法と手術療法を除く）

助成額 自己負担額の2分の1以内（1,000円未満は切り捨て）で、一年度に付き上限5万円

助成回数 夫婦1組に付き通算3回まで

特定不妊治療

対象となる治療 体外受精や顕微授精

助成額 医療機関が発行する領収書（受診証明書）に記載されている金額から県の助成額を引いた金額の2分の1以内（1,000円未満は切り捨て）で、1回の治療に付き上限10万円（男性不妊治療を行った場合は上限15万円を上乘せ）

助成回数 夫婦1組に付き通算6回まで

不育治療

対象となる治療 医療保険の対象とならない不育治療

助成額 受診証明書に記載されている金額の範囲内（1,000円未満は切り捨て）で、一年度に付き上限30万円

助成限度額 通算150万円まで



不妊治療



不育治療

ご存じですか？高額医療・高額介護合算制度

問国民健康保険＝医療保険課（市役所1階9番窓口）☎32-2071、後期高齢者医療制度＝医療保険課（市役所1階8番窓口）☎32-2073、介護保険＝高齢介護課（市役所1階11番窓口）☎32-2070

1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、一定の額（自己負担限度額）を超えた場合に、超えた金額が支給されます。自己負担限度額は、市民税の課税状況などによって異なります。

対象 同一世帯で同じ医療保険に加入している人
対象期間 令和元年8月1日～令和2年7月31日

申請先 令和2年7月31日時点で加入している医療保険の窓口

※対象期間中に医療保険が変わった世帯員がいる場合は、変更前の医療保険での自己負担額証明書が必要です

* 同じ保険に加入する人の年間の合計額

医療保険の自己負担額(*)	介護保険の自己負担額(*)
同じ保険に加入する人の自己負担限度額（年間）	
限度額を超えた金額	

国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者

該当する人に、医療保険課または岡山県後期高齢者医療広域連合から2月中旬に申請の案内を送ります。

申請先 医療保険課または各支所・出張所

その他の医療保険の加入者

該当する人は、加入している医療保険に申請してください。申請方法など、詳しくは加入中の医療保険の窓口にお問い合わせください。

※介護保険の自己負担額証明書が必要となる場合があります。高齢介護課または各支所・出張所にご相談ください